

附属機関等の会議開催の概要
(書面開催)

(令和4年6月 日)

附属機関等の名称	郡山市国民健康保険運営協議会 (令和3年度第3回郡山市国民健康保険運営協議会)		
会議開催日 (書面開催期間)	令和4年2月21日(月) ～3月2日(水)	会議時間	
会議場所		公開の区分	
傍聴定員		傍聴者の 決定方法	
傍聴の状況			
議 題	1 報告第1号 県の仮算定に基づく令和4年度郡山市標準保険料率について 2 報告第2号 令和4年度郡山市国民健康保険事業案及び特別会計当初予算案 について 3 その他 県の仮算定に基づく今後の財政見通しについて 郡山市国民健康保険税率等の課題への対応と今後の方針について		
議 事 の 概 要	別紙「令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会 書面開催 結果報告」のとおり		
委員			
次回開催予定	令和4年5月	公開の区分	公開(予定)
担当所属及び連絡先	市民部 国民健康保険課 管理係 (電話:024-924-2146)		

(別紙)

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

書面開催期間

令和4年2月21日(月)～3月2日(水)

委員

<全17名>

- ・被保険者代表(5名)
阿部 澄子委員、加藤 ヨシ子委員、志田 タリ子委員、日比野 富男委員、柳沼 久子委員
- ・保険医又は保険薬剤師代表(5名)
土屋 繁之委員、原 寿夫委員、坪井 永保委員、渡邊 洋二郎委員、志岐 由利子委員
- ・公益代表(5名)
奥秋 和夫委員、慶徳 孝一委員、國分 美紀子委員、近藤 幸夫委員、佐藤 知恵子委員
- ・被用者保険等保険者代表(2名)
遠藤 隆男委員、近藤 哲委員

議題

- 1 報告第1号
県の仮算定に基づく令和4年度郡山市標準保険料率について
- 2 報告第2号
令和4年度郡山市国民健康保険事業案及び特別会計当初予算案について
- 3 その他
県の仮算定に基づく今後の財政見通しについて
郡山市国民健康保険税率等の課題への対応と今後の方針について

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

質問及び回答

(1) 報告事項

報告第1号 県の仮算定に基づく令和4年度郡山市標準保険料率について

① 1人当たり保険料関係

- | |
|--|
| ・保険者数の減少、医療費の増加で、1人あたりの保険料の増額については、大変厳しいと思います。 |
| ・1人あたりの保険料負担が、繰越金及び基金繰り入れで緩和されていることが良く理解できる。軽減できる限度は無限でない事も・・・ |
| ・何らかの緩和措置が必要かもしれません。 |

○ 本市本算定と県標準保険料率（仮算定）の違い

◆本市本算定：当該年度における被保険者に対する実際の税率及び定額金額

◇標準保険料率：法令で定められた統一の算定ルールに基づき県が算定した理論上の値です。一定の方式で算定した標準的な保険料を示すことにより、市町村間や都道府県間の比較を可能とし、保険料を「見える化」したものの（前年度剰余金・財政調整基金からの繰入金は除いて算出）

○ 県内統一保険料（税）までの自治体本算定について

保険料が統一されるまでは、各自治体の実情（前年度所得状況、前年度剰余金、財政調整基金残高など）を考慮し、財政運営上の収支バランスを考慮した上で、各自治体において税率等を決定し被保険者の方に賦課。

税率決定過程においては、短期的な分析（当該年度の収支バランス）を基本に税率等の「据え置き」、「引き上げ」についてのシミュレーションを行い当該年度の当局（案）を作成し、運営協議会委員の皆様にお諮りをし、答申でいただいた御意見を参考として、議案として6月議会に上程。

なお、令和2年度の「福島県国民健康保険運営方針」の見直しにより、令和11年度の税統一に向けて、財政調整基金のあり方や保険料の引き上げ幅の検討が必要となった。

《 国保制度改革(平成30年度)以降の取り組み 》

平成30年の国保制度改革により、国民健康保険の国費拡充分（本市影響額：12億円）を活用し、本市では平成30年度から令和2年度までを目途に税率等の平準化（据え置き）を実施し被保険者の負担軽減を図った。なお、令和3年度についても国保財政の収支バランスを考慮した上で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「据え置き」を1年延長した。

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

② 賦課割合関係

・郡山市は、所得率が低く、均等割と平等割が高くなりますが、この構造について教えてください。

○ 相扶共済としての国民健康保険制度

国民健康保険は、すべての被保険者により必要な経費等を負担しあう相扶共済の考えのもと、運用されております。

そのため、国民健康保険税の本算定においては、「各人の負担能力」に応じて賦課する（応能割）と「世帯や被保険者の人数」に対して賦課する（応益割）の割合も加味した国民健康保険税額を求め賦課しております。

◆ 賦課割合

国民健康保険税額に占める

応能割 ： 応益割

【所得割】 ： 【均等割・平等割】 の割合

○ 本市税率と県標準保険料における比較について

資料でお示した内容につきましては、指標となる「標準保険料」に対して「本市税率（本算定）」がどのような状況にあるかを表すものであります。

本市の現状といたしましては、平成30年度以降今まで税率等の「据え置き」を行った結果、賦課割合のバランスとして「応能割」に強めに税負担を求め、「応益割」については負担を弱く求めているものであります。

その理由は、均等割や平等割を引き上げることによって、「応益割」の割合が上昇することが、結果として低所得者層の方に対して負担増となるためであります。

③ 徴収率等関係

・被保険者の減少及び被保険者1人当たりの医療費の増加傾向などをみると、保険料負担の増加はやむをえないと思いますが、現在テレビ・新聞等で報道されている原油価格の上昇・諸物価の値上げが今後見込まれるおり、県目標の徴収率と郡山市徴収率に差がある現状で、保険料増加が徴収率の低下につながらないかと心配されます。

○ 国民健康保険税の引き上げと徴収率への影響について

国民健康保険においては、前年度所得金額に応じて「均等割・平等割」の税額を軽減する制度（7割・5割・2割）や「非自発的失業者」に対する軽減措置を行っております。いずれも、所得申告等を被保険者の方に行っていただくことで税の軽減を受けることが可能となります。

国保税収納課による滞納整理や口座振替勧奨と合わせ、窓口で相談があった際に軽減が適用可能な方に対して所得申告等を促し、負担軽減制度の周知を図ってまいります。

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

(1) 報告事項

報告第2号 令和4年度郡山市国民健康保険事業案及び特別会計当初予算案について

① 特定健康診査等事業・医療費適正化関係

- | |
|--|
| ・ 特定健診の受診率を上げることによって、少しでも医療費の軽減につながるよう対策を講じてほしい。 |
| ・ 1人あたりの医療費が増え続ける中で被保険者数が減っているのだから、予算がきつくなるのは当たり前とも思える。 |
| ・ 保険給付費は、前年度比でマイナス予算ですが、新型コロナの影響の反動や高額薬剤などによる医療費上昇トレンドからしてマイナス予算で大丈夫なのでしょうか？ |

○ 特定健康診査等事業における取り組みについて

受診率向上の取り組みとして、特定健診未受診者の方に対し「勧奨通知の送付」、「自動音声電話勧奨」、「広報誌等による周知活動」の実施により、受診率向上に努めております。

また、令和4年度からの新規事業として、新たに特定健診受診者となる39歳の被保険者の方を対象に、福島県国民健康保険団体連合会が主体となり県内3中核市と連携し、動画による受診勧奨通知の実証実験等を行う予定であります。

○ 医療費適正化に向けた取り組みについて

医療費適正化においては、糖尿病を原因とする人工透析患者の医療費が高額化している現状を鑑み、令和2年度から重症化予防のために「郡山市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の運用を開始しました。

令和3年度から新たに重症化するリスクの高い「治療中断者」に対しても受診勧奨の対象に加えるなど、今後も「腎不全」や「人工透析」への移行防止に向けた取り組みを行ってまいります。

また、継続して「ジェネリック医薬品の普及啓発」や「効果的かつ効率的な保健事業の実施」により、医療費適正化を図ってまいります。

○ 保険給付費について

令和4年度の保険給付費については、被保険者の減少に伴う減額が主な理由となりますが、保険給付費の増減における対応としては、平成30年度の制度改革以降、保険給付費については、福島県が自治体に求める納付金を納付することで、県から保険給付費相当額の交付を受ける制度になっております。

そのため、当該年度の納付金を完納している場合、保険給付費の増減があっても福島県から必要所要額の交付を受けるものであります。

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

(2) その他

ア 県の仮算定に基づく今後の財政見通しについて

① 財政見通しにおける検討関係

- | |
|--|
| ・市の財政で賄うのか県や国の支援があるのかはいかがでしょうか。 |
| ・市民全体での負担も考えなければならなくなるのでしょうか。 |
| ・他の自治体も同じような状況なのかわかりませんが、現実から大きくかけ離れているように思います。同じような福島やいわき、他県の同じような規模との比較もなされていると思います。より、現実的な試算シミュレーションがあれば教えていただきたいと思えます。 |

○ 財政見通しについて

財政見通しの策定にあたり、各年度の予算編成においては、当該年度の所要額（歳出）を固めた後に、「国・県交付金」、「前年度剰余金」、「財政調整基金残高」などの歳入を差し引いた、不足額を税に求める形で予算編成を行っております。

そのような中で、将来的な不確定要素を排除し、作成したものが今回ご提示したものであります。

しかしながら、令和11年度の県統一保険料（税）への取り組みに向けて、今後の税率等引き上げ検討も必要なことから、令和4年度の本算定に係る諮問等の取り組みの中で、より精度を高めた財政見通しを提示していけるよう努めてまいります。

② その他意見

- | |
|---|
| ・収納のあり方を早急に検討する必要があると思えます |
| ・郡山市の徴収率は少しずつアップしており職員の皆さんの努力の跡がうかがわれますが、今後の財政見通しをみると、徴収率アップは当然として、国保加入者の保険料負担の増加はさけて通れないと思えます。 |
| ・あまりにも多額のマイナス試算ですので、この内容でどう考えていけばいいのかわかりません。 |

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

(2) その他

イ 郡山市国民健康保険税率等の課題への対応と今後の方針について

● 各種意見

・ぜひとも未納者をなくす為の働きかけを強化してほしい
・今後は国保加入者の皆さんに国保財政の現状をどのように理解してもらい、国保税の徴収率のアップに協力していただくかが課題だと思います。
・収納率5%のギャップを達成するのは容易でないでしょうが、他市では、「令和2年度より年金特別徴収の世帯を除き、原則として口座振替による納付となりました」とあります。郡山市においても決議できませんか。
・課題等はこの通りですが、より具体的な実行が求められると思います。 口座振替促進のため、国保運営委員で駅前などでのPR活動なども考えられると思います。

○ 国保税納付原則口座振替の実施について

「国保税納付原則口座振替」につきましては、他市で行っている収納率向上のための取組みを調査する中で本市においても検討をいたしました。

令和2年度の大分市における中核市照会の取りまとめ結果によりますと、中核市60市中、「国保税納付原則口座振替」を実施しているのが、44%の26市となっております。

その多くが「国民健康保険税の普通徴収にかかる納付方法に関する規則」等を制定して実施しておりますが、これは法的根拠のない規則であるため、納税義務者が口座振替以外の納付方法を希望する場合はそれを認めるといふ、強制力のない規定となっております。

実施市のそのような現状を考慮し、本市においては、「国保税納付原則口座振替」に係る規則等を制定せず、まずは、他市において効果があった「はがきタイプの口座振替依頼書」等による口座振替勧奨を行って行きたいと考えております。

○ 口座振替勧奨のより具体的な実行について

令和4年3月中旬より以下の内容で「国保税納付口座振替勧奨事業」を実施いたします。ご提案をいただきました運営協議会委員による口座振替促進のPR活動につきましては、どのような形がより効果的であるかも含め、今後検討をさせていただきたいと思っております。

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

1 市役所窓口における口座振替勧奨

(1) 国保税新規加入者に対する口座振替勧奨	
実施窓口	国民健康保険課、市民課、各行政センター・連絡所、各市民サービスセンター
(2) 国保税納付時における口座振替勧奨	
実施窓口	国保税収納課、収納課、各行政センター・連絡所、各市民サービスセンター
(3) 国民健康保険に関する各種相談受付時の口座振替勧奨	
実施窓口	国民健康保険課

※国保税収納課、国民健康保険課、市民課の窓口においては、国保税に特化した「はがきタイプの口座振替依頼書」を使用して口座振替勧奨

2 郵送による口座振替勧奨

自主納付（特別徴収と口座振替以外）の納税義務者をターゲットとして、「はがきタイプの口座振替依頼書」を郵送して勧奨を行う。

4月勧奨・・・6,000件

12月勧奨・・・2,000件

3 国保税口座振替勧奨ポスターの配付

口座振替勧奨のポスターを作成して、市内約900箇所に配付する。

配付予定施設：市施設、金融機関、病院・診療所、歯科、調剤薬局 等

配付時期：令和4年3月下旬

4 市内公共交通機関における国保税口座振替勧奨広告の掲示

福島交通バス25台の運転席後部に口座振替勧奨のステッカーを掲示する。

掲示期間：令和4年5月下旬～令和5年3月末

5 国民健康保険税当初納税通知書発送時に口座振替勧奨チラシを封入

実施時期：令和4年7月中旬

6 その他の広報活動

(1) 「広報こおりやま」令和4年3月号に国保税口座振替勧奨の記事を掲載

(2) 「市民課モニター」において国保税口座振替勧奨のテロップを放映

放映期間：令和4年3月～4月 令和4年7月

(3) 郡山市ウェブサイトトップページアピールエリアへ国保税口座振替勧奨のスライド掲載予定

掲載予定期間：令和4年3月25日から1週間

(4) 「郡山市公式LINE」において国保税口座振替勧奨記事掲載予定

掲載予定日：令和4年3月下旬

(5) 国民健康保険課及び国保税収納課において通年で使用する封筒に「国保税の納付は便利な口座振替で」の文言を印字

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

自由意見

● 各種意見

・郡山市の徴収率が、職員の皆さんがいろいろと努力して収納率向上に努めても、なぜ県内他市町村に比べてギャップがあるのかわかりません。年金受給者は年金から引落になっているので問題はないと思いますが、その他どこに問題があると思われますでしょうか。

・日本年金機構による社会保険加入促進が活発に行われており、国保の被保険者数減少の要因となっているのだろうか？

・これらの、課題・問題について市議会での共有と議論はどのようになっているのでしょうか。

○ 収納率の県内他市との乖離の原因について

要因1 自主納付の割合の高さ

本市と県内中核市の納付種別の状況を見ていくと、本市は自主納付（口座振替や特別徴収以外の納付方法）の割合が約60%となっており、他市に比べ約10～20%ほど高い状況となっております。

自主納付は口座や年金から自動的に振り替えられる方法と違い、本人が納付の意思を持って金融機関等の窓口に出向かなければならず、納付を忘れてしまうとそれが滞納に繋がる可能性が高い納付方法であると考えております。

実際、本市の自主納付の収納率は令和2年度で83.37%となっており、口座振替の95.09%、特別徴収の100%と比較しても最も低い収納率となっております。

そのため、今年度末より、「国保税納付口座振替勧奨事業」を実施して、収納率の高い口座振替の割合を増加させることにより、本市国保税収納率のアップを図りたいと考えております。

《参考》令和元年度 国民健康保険税納付種別割合 (他市の調査より)

納付種別	郡山市	県内中核市 A	県内中核市 B
納付組織	1.7%	0.0%	1.6%
口座振替	22.1%	35.1%	21.3%
特別徴収	15.6%	23.3%	25.3%
自主納付	60.6%	41.6%	51.8%
収納率	88.8%	93.3%	90.0%

令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会

書面開催 結果報告

要因2 累積滞納額の多さ

「令和3年度 第3回郡山市国民健康保険運営協議会資料 その他」の「2. 郡山市国民健康保険税率等の課題への対応を今後の方針」においても提示させていただきましたが、本市は累積滞納額が約26億2千万円となっており県内中核市の中で最も多くなっております。

この累積滞納額を縮減していくことが出来れば、現年度課税分を納付する納税義務者の割合が増加し、現年度収納率の向上に繋がるものと考えます。

そのため、再三の督促、催告等に応じない滞納者に対しては早めの財産調査を実施し、預貯金、生命保険等の差押などの徹底を図るとともに、徹底した財産調査の結果、差押財産がなく、納付資力もないと判断した場合には、滞納処分の執行停止の推進を図り、累積滞納額の縮減に努めて参ります。